一般社団法人 東京都新宿区四谷牛込歯科医師会 定 款

目 次

定	款					1
		第1章	総	則		3
		第2章	会	員		3
		第3章	役	員		4
		第4章	顧問、委員	員会]	及び職員	5
		第5章	会	議		6
		第6章	財産及び	会計		8
		第7章	定款の変更	更及(バ解散	9
		第8章	姓	間		9

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本法人は、一般社団法人東京都新宿区四谷牛込歯科医師会(以下「本会」という。)

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都新宿区市谷台町8-15 ARCビル3階に置く。 (目 的)

第 3 条 本会は、医道の高揚、歯科医術の進歩発展と公衆衛生及び予防医学の普 及向上を図り、もって、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1. 公衆衛生及び予防医学に関する事項
 - 2. 医道高揚に関する事項
 - 3. 歯科医学の発達に関する事項
 - 4. 歯科医業の合理化に関する事項
 - 5. 医療制度の指導に関する事項
 - 6. その他、本会の目的を達成するに必要な事項

(公示方法)

第 5 条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示 する方法により行う。

第 2 章 会 員

(資格及び種類)

- 第 6 条 本会の会員は、次に定める三種とし、これら会員をもって一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」と言う。)上の社員とする。 イ.正会員 ロ.特別会員 ハ.終身会員
 - 2. 正会員は、原則として、新宿区において、本会が定めた区域内に就業所または住所を有する歯科医師とする。
 - 3. 正会員は、第1種会員、第2種会員、地区会員の三種とする。
 - 4. 前項の会員に関する規定は、別に定める。
 - 5. 特別会員は、特に本会に貢献し歯科医学、医業指導発展に功労ある者に つき、会長が推薦し、総会の議決を経て決定する。特別会員は、本会に おける栄誉の称号として待遇する。
 - 6. 終身会員は、35年以上本会に在籍せる70才以上の会員に対し、会長が推薦し、理事会の議決を経て決定する。 終身会員は、本会における栄誉の敬称として待遇する。

(入 会)

- 第 7 条 本会に入会しようとする者は、本会所定の様式により記載した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - 2. 入会時の納入金額については運営細則による。

(会 費 等)

第 8 条 会員は、別に定める所定の会費及び負担金を納入しなければならない。但し、特別会員は会費及び負担金を免除することができる。

(退 会)

- 第 9 条 会員が本会を退会するときは、別に定める所定の退会届を会長に提出して任意に 退会することができる。
 - 2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 死亡したとき、又は解散したとき。
 - (2) 正当な理由なく会費または負担金を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(除 名)

- 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において総会員の半数 以上であって総会員の議決権の3分の2以上の賛成を得て、その会員を除名する ことができる。
 - (1) 本会の定款に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を棄損し、または目的に反する行為をしたとき。
 - 2. 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(搬出金品の不返還)

第 11 条 第9条及び第10条に該当する会員には、同会員が本会に納入した入会金、会費 及びその他の金品を返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

- 第 12 条 本会に次の役員を置き、会長を一般法人法上の代表理事とする。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 2名以上4名以内
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 理 事 7名以上17名以内(会長、副会長、専務理事を含む)
 - (5) 監事 2名

(役員の選任)

- 第 13 条 専務理事を除く役員は、会員のなかから社員総会において、総会員の議決の過半数を有する会員が出席し、その議決権の過半数によって選任する。
 - 2. 選任の方法に関する規定は、別に定める。
 - 3. 専務理事は、理事会の決議による。
 - 4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の任期)

- 第 14 条 役員の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時社員総会の終結時までとする。但し、再任は妨げない。
 - 2. 補欠により選任された役員の任期は、その前任者又は現任者の残任期間

とする。

3. 役員が辞任し、あるいはその任期が満了した後において定員を欠くに至った場合には、その後任者が就任するまでその職務を行う権利義務を有する。

(役員の職務)

- 第 15 条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
 - 2. 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
 - 3. 副会長は、会長を補する。
 - 4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し会務を処理する。
 - 5. 理事は会長の旨を受けて、会務を分掌する。
 - 6. 監事は、一般法人法に定める職務を行う。

(役員の費用弁償)

- 第 16 条 役員は、常時勤務する場合に限り有給とすることができる。ただし、役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって決める。
 - 2. 役員には実費を弁償することができる。

(専決処分)

- 第 17 条 会長は、社員総会の議決を要する事項のうち、一般法人法に社員総会のみの決議事項と定める事項を除き、軽微な事項で緊急を要し且つ社員総会を招集する手続きが間に合わないと認めたときには理事会において理事現在数の4分の3以上の議を経て、これを執行することができる。
- 2. 前項により専決処分した事項は次の社員総会で、承認を受けなければならない。 (役員の解任)
- 第 18 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、社員総会の下記議決に よりそれぞれ解任することができる。
 - ① 理事は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、その議決権の過半数によって解任することができる。
 - ② 監事は、総会員の過半数であって総会員の議決権の3分の2以上の多数によって解任することができる。

第 4 章 顧問、委員会及び事務局

(顧 問)

- 第 19 条 本会に顧問をおくことができる。
 - 2. 顧問は、社員総会の議決を経て会長が委嘱する。
 - 3. 顧問は、会長の諮問に応じ、社員総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

- 第20条 本会は、業務の運営に必要な委員会をおく。
 - 2. 委員の構成及び任務等に関する規定は別に定める。

(事務局の設置等)

- 第 21 条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。
 - 2. 事務局には、必要な職員若干名をおく。

3. 事務局の構成、事務分担、職員の服務及び給与等に関する規定は別に定める。

(職員の任免)

第 22 条 職員の任免は、会長が行う

第 5 章 会 議

(会議の種別)

- 第23条 本会の会議は、社員総会及び理事会の二種とする。
 - 2. 各会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。
 - 3. 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(会議の構成)

- 第24条 社員総会は、本会の最高の意思決定機関であって、全会員をもって構成する。
 - 2. 理事会は、理事をもって構成する。

(社員総会の開催)

- 第 25 条 定時社員総会は、毎年 2 回開催することとし、そのうち第 1 回は毎事業年度の終 了後 3 ヶ月以内に召集し、第 2 回は概ねその 9 ヵ月後に召集する。
 - 2. 臨時社員総会は、次にかかげる場合に招集する。
 - (1) 理事会が、必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の5分の1以上を有する会員から議長に対し、会議の目的たる事項及び召集の理由を示して請求があったとき。

(社員総会の招集)

- 第 26 条 社員総会は、会長が招集する。
 - 2. 社員総会を招集するには、開催日の前7日までに、会議の目的たる議事、日時、場所を文書をもって会員に知らせることを要する。
 - 3. 前条第2項第2号の場合には、請求のあった日から30日以内に、臨時社員総会を、招集しなければならない。

(社員総会の権能)

- 第 27 条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款に別に定めるもののほか次 の事項の議決、又は承認をする。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 事業計画の議決
 - (3) 事業報告の承認
 - (4) 会費及び負担金の額
 - (5) 重要な財産の処分
 - (6) 借入金(年度内に償還するものを除く)
 - (7) 継続事業に関すること
 - (8) その他重要なる事項
 - 2. 次の事項は社員総会に報告しなければならない。
 - (1) 会務及び事業の概況
 - (2) 寄附された金品の収受

(社員総会の議長及び副議長)

第 28 条 社員総会の議長及び副議長は、その総会において出席した会員の中から選任 する。

(社員総会の定足数)

第 29 条 社員総会は、総会員の議決権の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(社員総会の議決)

第30条 社員総会の議事は、一般法人法及びこの定款に別に定めるもののほか出席会員の 議決権の過半数の同意をもって議決する。但し、可否同数のときは議長が決すると ころによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(社員総会における書面による表決)

- 第 31 条 会員は、やむを得ない理由のため自ら議決権を行使することができないときは、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決し、又は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。
 - 2. 議決権を代理行使するには、社員総会ごとにその前日までに、議長に対し、別に 定める代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会の議事録)

- 第 32 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を、作成しなければ ならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数及び役員の氏名 (書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要、及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2. 議事録には、議長及び出席した会員のなかからその会議において選出された、議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(理事会の開催)

- 第33条 会長は、随時必要な場合に、理事会を招集し、その議長となる。
 - 2. 会長は、理事の4分の1以上から、会議の目的たる事項を示して、理事会の招集の要求があったときは、速やかに招集しなければならない。
 - 3. 理事会は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(理事会の権能)

- 第34条 次の事項は、理事会の議決できめる。
 - (1) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項、一般法人法に定める事項及びこの定款に定める事項
 - (2) 社員総会の招集及びこれに付議する事項
 - (3) 業務運営に関する諸規定の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他社員総会の議決を要しない、業務の執行に関する事項

(理事会の議決)

- 第 35 条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数 が出席し、その過半数の同意をもって決定する。
 - 2. 監事は、理事会に出席し、質問し、意見を述べることができる。 但し、議決に加わることはできない。
 - 3. 理事会の議事録については、第32条の規定を準用する。ただし、第1項(3)の「会員の数又は」を「監事及び」に読み替え、(書面表決者及び表決委任者を含む)を削除し、第2項の「出席した会員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上を」を「出席した理事及び監事」に読み替える。

第 6 章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第36条 本会の財産は、次の掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - イ. 会費、負担金及び入会金
 - 口. 寄附金品
 - ハ. 資産から生ずる収入
 - ニ. 事業に伴う収入
 - ホ. その他の収入

(財産の管理)

第37条 本会の財産は、会長が管理し、その会計処理に関する規定は別に定める。(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、第36条に掲げる財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 39 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、年度開始前の前日まで会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければ成らない。これを変更する場合も同様とする。

毎事業年度終了後、会長が事業報告及び収支計算書を作成し、賃貸対照表、正 味財産増減計算書及び財産目録とともに、監事の監査を受け理事会の承認を経た 上で社員総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

- 第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、これを執行することができる。
 - 2. 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。
 - 3. 第1項の規定により執行した暫定予算の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、社員総会において総会員の半数以上であって総会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第43条 本会は、一般法人法の規定により解散する。
 - 2. 社員総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。
 - 3. 解散後の残余財産は、社員総会の議決を得て、本会と類似の目的をもつ他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第44条 本定款の施行に関し、必要な運営細則は社員総会の議を経て別に定める。

附則

(最初の事業年度)

第 45 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。 (設立時役員)

第 46 条 本会の設立時理事、設立時代表理事(会長)及び監事は次の通りとする。

設立時理事 竹内敏郎、奥野弘史、市村良雄、磯谷亮、中村文子、西崎威史、 鈴木敏幸

設立時代表理事(会長) 竹内敏郎

設立時監事 栗原眞人、関隆

第 47 条 設立時社員 (会員) の氏名、住所は、次の通りである。

氏名 竹内敏郎

住所 千葉県浦安市美浜3丁目19番1号

氏名 奥野弘史

住所 東京都千代田区一番町 14 番地

氏名 市村良雄

住所 東京都新宿区新小川町3番16号菊水ビル3F

氏名 磯谷亮

住所 東京都新宿区早稲田鶴巻町 553 番地

氏名 中村文子

住所 東京都新宿区四谷1丁目18番地高山ビル4階

氏名 西崎威史

住所 東京都練馬区光が丘7丁目6番17-303号

氏名 鈴木敏幸

住所 東京都文京区小石川1丁目9番14-2405号

氏名 栗原眞人

住所 東京都世田谷区上祖師谷 1-11-17

氏名 関隆

住所 東京都杉並区阿佐谷南 3-42-13

(法令の準拠)

第 48 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人東京都新宿区四谷牛込歯科医師会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 9 月 25 日

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

一般社団法人 東京都新宿区四谷牛込歯科医師会 定款運営細則

目 次

定款運営細則

会員に関する規定		13
会費等に関する規定	<u></u>	15
会員除名規定		16
選 挙 規 定		17
委員会に関する規定	<u> </u>	20
東京都歯科医師会代	は議員の任務に関する規定	23
議事規定		24
会計処理規定		27

会員に関する規定

- 第1条 定款第6条に規定する会員の種別は次のとおりとする。
 - (1) 特別会員は、特に本会に貢献し歯科医学、医業指導発展に功労ある ものにつき、会長が推薦し、総会の議決を経て決定する。 特別会員は、本会に於ける栄誉の称号として待遇する。
 - (2) 終身会員は、35年以上本会に在籍せる70歳以上の会員に対し、会長が推薦し、理事会の議決を経て決定する。但し在籍期間の中に本会の前身たる社団法人東京都歯科医師会四谷支部、牛込支部からの在籍期間を含むものとする。
 - 終身会員は、本会における名誉の称号として待遇する。
 - (3) 正会員の中には本会正会員として 35 年以上在籍した者で本会が定めた区域外(日本国内に限る)に転居した者も含む。但し就業所の開設者、管理者、勤務者でない歯科医師とし理事会の議決を経て決定する。また、在籍期間の中に本会の前身たる社団法人東京都歯科医師会四谷支部、牛込支部からの在籍期間を含むものとする。
 - (4) 第2種会員とは、本会が定めた区域以内の就業所に就業し、同一就業所内に第1種会員が在籍するものとする。
 - (5) 地区会員とは、第1種会員の診療所に勤める勤務医、または本会の区域内にある公的病院等に勤務する歯科医師とする。
- 第 2 条 定款第 7 条に規定する入会申込書には、氏名、写真(タテ 3cmX ヨコ 2・5cm)、 生年月日、住所、就業所の名称、所在地、歯科医師免許の取得年月日 及び登録番号を記載し、署名押印しなければならない。
 - 2 入会時の納入金については、会費等に関する規定で定めて、これを行う。
 - 3 他地区歯科医師会から移籍を希望する者は、その歯科医師会で正会員と して会員の義務を果し、本会の条件を満たしている者で、入会申込書及 び移籍前に所属していた歯科医師会会長の推薦書を提出し、理事会の議 決を経て決定する。
- 第3条 定款第6条第2項に規定する本会が定めた区域内とは新宿区四谷牛込地区とする。
- 第 4 条 会員は、本会の定款、規定及び議決に伴い、本会の伝統を尊重し、会務 の運営に協力し、本会の諸会合に出席するよう努めなければならない。
 - 2 会員は、本会の事業又は歯科医学、医術に関し本会に意見を述べることができる。
- 第 5 条 定款第 9 条に規定する退会届には、氏名、住所、届出年月日、退会の理由を記載し、署名押印しなければならない。
- 第6条 会員の除名については、別に会員除名規定に基いて、これを行う。
- 第7条 会員は、本会役員、東京都歯科医師会代議員、同予備代議員及び選挙管 理委員に当選したときは、正当な理由のある場合以外、これに就任しな

ければならない。

第8条 会員は、業務に関する事項につき紛議を生じたときは、その調停方を、 本会に依頼することができる。

(雑 則)

第 9 条 この規定を変更または廃止しようとする場合は、社員総会の決議を経なければ ならない。

附則

1. この規定は本会の成立した日から施行する。

(会費及び会館維持負担金)

第 1 条 定款第 8 条の規定により会費の内訳は次の通りとする。尚、会費及び会館 維持負担金は原則毎月銀行引き落としとし、引き落とし手数料は各自負担 とする。地区会員は年額一括払いとする。引き落としを希望しない場合、 公平を期するため引き落とし手数料相当分を支払うものとする。

	1 種会員	2 種会員	地区会員	終身会員
会 費 (年額)	62,000 円	31,000円	30,000 円	20,000 円
会館維持負担金 (月額)	5,000円	2,500 円	0 円	2,500円

(入会時納入金)

第2条 定款第7条第2項の規定により入会時納入金の内訳は次の通りとする。 4月から9月末までを前期とし、この時期に入会する者は会費の全額、 10月から翌年3月末までを後期とし、この時期に入会する者は会費の 半額を徴収する。会館維持負担金については入会した月から徴収する。

	1 種会員	2 種会員	地区会員
入 会 金	100,000 円	100,000円	0 円
会 費 (年額)	62,000 円	31,000 円	30,000 円
会館維持負担金 (月額)	5,000円	2,500円	0 円

(入 会 日)

第3条 入金日は、本会所定の入会申込書に入会時納入金を添え会長へ提出し、 理事会の承認を受けた日とする。

(会費の減免)

第 4 条 会員は医業中止中といえども、会費の納入義務を負わなければならない。 会長は、特別の事情がある会員に対して理事会の議決を経て、会費等の 減免をすることができる。

(終身会員会費特別規約)

第 5 条 終身会員とその子弟等(終身会員以外の歯科医師)がともに診療を行い かつ子弟等が本会会員でない場合、終身会員の会費を1種会員相当額 にする。但し当該歯科医師に本会入会を強く促すよう努める。

(雑 則)

第 6 条 この規定を変更または廃止しようとする場合は、社員総会の決議を経なければ ならない。

附則

1. この規定は本会の成立した日から施行する。

会員除名規定

- 第 1 条 会員の行為が定款第10条に抵触するものがあったときは、本規定による。
- 第 2 条 裁定審議委員会は議決により、当該会員に口頭審問をなすことが出来る。 但し、この場合は自己弁明をすることが出来る。
- 第 3 条 裁定審議委員会の評議は、原則として非公開とする。但し、諮問事項に 就いては、文書を以って会長に答申することを必要とする。
- 第 4 条 会長は、裁定審議委員会の答申に基づき、理事会に対して当該会員の除名の可否について付議し、理事会において当会会員を除名するのが相当であるとの決議がなされたときは、定款 10 条に基づき当該会員の除名の可否について社員総会に付議しなければならない。

(雑 則)

第 5 条 この規定を変更または廃止しようとする場合は、社員総会の決議を経なければ ならない。

附則

1. この規定は本会の成立した日から施行する。

選拳規定

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規定は、定款第13条2項の規定により、これを定める本会における 一切の選挙はこの規則の定めるところによりこれを行う。
- 第 2 条 選挙に関する施設は、会長がこれをなすものとする。
- 第 3 条 選挙に関する一切の事務は、5名の選挙管理委員で行う。
 - 2 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、その委員長、副委員長各1 名は委員の互選による。
- 第 4 条 選挙管理委員、及び同数の予備委員は会長が指名委嘱する。
 - 2 予備委員は、委員が欠けた場合または事故ある場合にその職務を行う。
 - 3 選挙管理員、同予備委員の任期は、2年とし、委嘱された年の4月1日を もって始期とする。但し、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とす る。
 - 4 前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第 2 章 選挙権及び被選挙権

第 5 条 本会の会員は、総べて選挙権及び被選挙権を有する。但し、役員の被選 挙権は入会後 60 日以上経過した会員でなければならない。

第 3 章 選挙人名簿及び選挙管理

- 第 6 条 選挙人名簿は、選挙前30日現在の本会会員名簿をもってこれにあてる。
- 第 7 条 選挙権及び被選挙権ある者は、前条の名簿を閲覧することができる。
- 第 8 条 選挙は投票によってこれを行う。但し、出席会員の3分の2以上の同意あるときは、別段の方法によることができる。
 - 2 投票は1人1票とし、単記無記名とする。但し、得票数が同じときは抽選 で当選者を決める。
- 第 9 条 選挙はその任期満了年の2月にこれを行う。 補欠選挙については、この限りでない。
- 第 10 条 選挙期日は、理事会の議を経て会長がこれを定め、選挙日の15日前まで に選挙人に知らせなければならない。但し、緊急の場合は期間を5日前 までに短縮することができる。
- 第 11 条 選挙期日は、本会館公示板に公示する。
- 第 12 条 議長は選挙開始を宣言すると同時に会場の出入口を閉鎖し、出席した選挙人の数を確認しなければならない。
- 第 13 条 選挙管理委員会は、議長の指示により侯補者1名につき投票及び開票立 合人1名を指名し、投票及び開票に立合せなければならない。
- 第 14 条 投票用紙は投票場において選挙管理委員から選挙人に手交する。

- 第 15 条 投票が開始されたときは、何人も演説討論をなし、もしくは喧騒にわたり、または、協議勧誘をなし、その他選挙の秩序を乱すようなことをしてはならない。
 - 2 前項の規定に抵触する行為をした者に対し、議長はこれを制止し、また は退場させることができる。
 - 3 前項により退場させられた者については、投票の最後に投票させること ができる。
- 第 16 条 選挙人は、何人に対してもその投票した人の氏名を陳述する義務はない。
- 第 17 条 選挙管理委員長が投票の終了を認めたときは、その旨宣告し、投票箱を 閉鎖する。
 - 2 前項の宣告のあった後は、投票することはできない。
- 第 18 条 選挙管理委員は、投票箱を開き、投票の総数と投票者の総数を計算する。
 - 2 前項において無効投票の判定については、選挙管理委員は、開票立合人の意見を聞かなければならない。
- 第 19 条 次の投票は無効とする。
 - (1) 正規の用紙を用いないもの。
 - (2) 候補者以外の氏名を記載したもの。
 - (3) 投票の場合に数名の氏名を記載したもの。
 - (4) 被選挙権のない者を記載したもの。
 - (5) 他事を記載したもの。但し、敬称の類はこの限りではない。
 - (6) 確認のでき難いもの。
- 第 20 条 有効投票のうち比較多数の得票者をもって当選者とする。
- 第 21 条 選挙管理委員長は、当選者が決定したときは直ちにこれを議長に報告しなければならない。
 - 2 前項の報告を受けた議長は、速やかにこれを議場及び会長に報告しなければならない。
- 第 22 条 前条第2項の報告を受けた会長は、速やかにその旨を当選者に通知しなければならない。
- 第 23 条 選挙管理委員会は、選挙の顛末を記載した選挙録を作成し議長に提出し なければならない。
 - 2 議長は、選挙録を会長にわたし、会長はこれを 5 年間保存しなければならない。

第 4 章 役員その他の選挙

第 24 条 候補者は、その氏名、生年月日、住所または診療する場所、名称、略歴ならびに立候補者の趣意書を添え、また、推薦候補者にあっては、推薦者2名以上の署名押印ある推薦書と本人の承諾書を添えて、選挙の10日前までに本会に届出なければならない。但し、第10条の但し書により選挙日の通告期間が短縮されたときは、その届出は選挙の前日まででさし

- つかえない。
- 2 前項の立候補または推薦候補の届出時間は、本会就務時間までの間とする。
- 3 候補を辞退したときは、速やかに本会に文書をもって届出なければならない。
- 第 25 条 会長侯補者の演説または推薦人の推薦演説は、その都度選挙管理委員会の定めに従うものとする。但し、演説の順位はその届出の順位による。
 - 2 会長以外の候補者及び推薦候補者については、これを行わない。
- 第 26 条 当選後定款第 10 条第 1 項各号の 1 に該当するに至った者は、その資格を失 うものとする。
- 第 27 条 不正の方法または行為によって当選した者は、当選を無効とする。
- 第 28 条 理事の選出は会長が指名委嘱する。
- 第 29 条 会長選挙の場合は、過半数の得票者をもって当選者とし、もし過半数の 得票者のないときは、得票の多い2名について投票を行う。
- 第 30 条 会長及び監事の選挙について繰上げ当選を認めない。
- 第 31 条 会長は東京都歯科医師会代議員となる。その他の同代議員の選出については、第 24 条~第 27 条までの規定を準用する。
 - 2 予備代議員は、当選代議員が指名することができる。

第 5 章 雑 則

第 32 条 この規定を変更または廃止しようとする場合は、社員総会の決議を経なければ ならない。

附則

1. この規定は本会の成立した日から施行する。

委員会に関する規定

(委 員 会)

- 第 1 条 定款第20条による委員会を次の3種に大別する。
 - 1. 常任委員会
 - 2. 臨時委員会
 - 3. 特別委員会

前項の各委員会は本会の事業遂行に必要な事柄を特に審議立案する機関 として組織し、担当理事をおく。

- 第 2 条 委員は特別の親定のない限り理事会で選出し会長が委嘱する。
- 第 3 条 委員は正当の理由がなければ辞退することはできない。
- 第 4 条 委員の任期は特別の規定がない限り2カ年とする。但し委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。 委員に職務遂行上支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があった時は、前条の規定にかかわらず理事会の議決を経てこれを解任することができる。
- 第 5 条 委員の互選により委員長、副委員長各1名を決める。委員長事故ある時は 副委員長、委員長及び副委員長ともに事故あるときは出席した委員のう ちから互選された者がその職務を代理する。
- 第 6 条 委員長は委員会を招集し議長になり会議を整理し、その審議立案した事 柄を理事会に提出しなければならない。
- 第 7 条 委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ開くことが出来ない。
- 第 8 条 担当理事はその所属委員会に出席する。また他の委員会より要請があれば会長の許可により出席して意見を述べることが出来る。
- 第 9 条 会長、副会長及び専務理事は各種委員会に出席して意見を述べることが 出来る。
- 第 10 条 委員会は必要に応じて小委員会を置くことが出来る。
- 第 11 条 委員会の議事は出席委員の過半数を以て決める。
- 第 12 条 委員会に関する経費は本会の予算中から支出する。

(常任委員会)

- 第 13 条 常任委員会として本会に次の委員会を置く。
 - 1. 保険委員会
 - (1) 保険歯科医の指導並びに補習に関する事柄。
 - (2) 保険並びに医療制度の調査研究及び資料の収集に関する事柄。
 - (3) 社会保険並びに医療制度に閲し関係官庁との連絡に関する事柄。
 - (4) 社会保険医療制度に対する対策の研究に関する事柄。
 - 2. 学術研究委員会
 - (1) 歯科医学の研究に関する事柄。
 - (2) 歯科医師生涯研修に関する事柄。
 - 3. 公衆衛生委員会
 - (1) 公衆の歯科保健指導と予防歯科に関する事柄。
 - (2) 口腔衛生に関する他団体、及び関係官庁との協議連絡に関する事柄。

- (3) 学校歯科衛生に関する事柄。
- 4. 医療審議委員会
 - (1) 医道高揚に関する事柄。
 - (2) 歯科医業の経営合理化に関する事柄。
 - (3) 歯科医療報酬と国民医療費の調査研究に関する事柄。
 - (4) 入会促進に関する事柄。
- 5. 福祉共済 厚生文化委員会
 - (1) 会員の福祉共済に関する事柄。
 - (2) 健康管理及び厚生文化に関する事柄。
- 6. 裁定審議委員会
 - (1) 会員の徳義に関する事柄。
 - (2) 会員の除名に関する事柄。
 - (3) 会員相互の紛議に関する事柄。
- 7. 会館管理委員会
 - (1) 会館の管理・運営に関する事柄。
- 8. 医事処理委員会
 - (1) 歯科医療行為上の事故に伴う医事紛争の処理に関する事柄。
- 9. 会務運営合理化委員会
 - (1) 会務運営の合理化に関する事柄。
 - (2) 事務処理を円滑に行うために必要なシステムなどの管理・改善に関する事柄。
- 10. 定款等改定委員会
 - (1) 定款及び定款運営細別の改定・改正に関する事柄。
- 11. 予算決算委員会
 - (1) 事業計画案並びに予算決算案の審査に関する事柄。
 - (2) 予算編成に関連する調査研究に関する事柄。
- 12. 選挙管理委員会
 - (1) 選挙事務に関する一切の事柄。
 - (2) 選挙管理、運営に関する事柄。
- 13. 災害対策委員会
 - (1) 災害時に関する情報収集とその対応に関する事柄。
 - (2) 災害時の会員への連絡に関する事柄。
 - (3) 身元確認作業に関する事柄。
- 14. 医療連携推進委員会
 - (1) 近隣高次医療機関との連携に関する事柄。
 - (2) 地区医師会・薬剤師会等との連携に関する事柄。
 - (3) 他地区歯科医師会との連携に関する事柄。
 - (4) 地域諸団体との連携に関する事柄。
- 15. 涉外委員会
 - (1) 医療連携推進委員会の渉外活動に関する事柄。
 - (2) 近隣地域への渉外活動に関する事柄。

- 16. 広報委員会
 - (1) 広報活動に関する事柄。
 - (2) 広報誌発行に関する事柄。
 - (3) 会史編纂の資料収集と管理に関する事柄。
 - (4) 会史発行に関する事柄。
- 17. 医療管理委員会
 - (1) 歯科医業の経営管理、及び税務の調査、研究に関する事柄。
- 18. 顕彰委員会
 - (1) 会員の顕彰に関する事柄。

(臨時委員会)

第 14 条 臨時委員会は会長がその必要を認めた時は理事会の議を経てこれを置く。 (特別委員会)

第 15 条 特別委員会は総会又は理事会に於いて議事の進行上必要ある時はこれを 置き提示された案件について審議する。

(雑 則)

第 16 条 この規定を変更または廃止しようとする場合は、社員総会の決議を経なければならない。

附則

1. この規定は本会の成立した日から施行する。

東京都歯科医師会代議員の任務に関する規定

- 第 1 条 東京都歯科医師会代議員はその招集を受けた時は速やかに会長と連絡し本会の代議者としての責務に精進しなければならない。
- 第 2 条 東京都歯科医師会代議員は会議の概要を会長又は全会員に報告しなければならない。

(雑 則)

第 3 条 この規定を変更または廃止しようとする場合は、社員総会の決議を経なければならない。

附則

1. この規定は本会の成立した日から施行する。

議事規定

第 1 章 総 則

- 第 1 条 定款第28条に於いて選任された議長、副議長の任期は定款第14条を準用 する。但し役員に就任することは出来ない。
- 第 2 条 開会の時刻に至る時は、議長、副議長その席につき、出席者の氏名及び代理による議決権行使会員、書面による表決権行使会員を点検確認し、定款 29 条に規定する定足数を充足していることを確認する。
- 第 3 条 会員が欠席するときは、予め議長に届け出なければならない。また、定 款第31条による書面を提出するものとする。
- 第 4 条 会議は、特別のことがない限り次の順序による。
 - (1) 開会
 - (2) 点呼
 - (3) 会長の挨拶
 - (4) 議長、副議長の選出
 - (5) 議事録署名人の選任
 - (6) 役員の報告
 - (7) 特別委員会の報告
 - (8) 東京都歯科医師会代議員会報告
 - (9) 議案の審議
 - (10) 役員および選挙管理委員の選挙
 - (11) 東京都歯科医師会代議員の選挙
 - (12) 閉会
- 第 5 条 議長は、議事日程に記載した議事が終わったときは、散会を宣告する。
 - 2 会議が終わらない場合でも議長は、過半数の賛成を得て休憩、延会また は散会をすることができる。
- 第 6 条 議長が会議を開くことを宣告する前、または休憩、散会もしくは延会を 宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。

第2章 議事日程

第 7 条 議事日程には、会議の日時、場所および会議に付する事項、ならびにそ の順序を記載しなければならない。

第 3 章 議 事

- 第 8 条 議事において議長の意見または会議により議題の全部を一括し、或いは 逐条の順序を変更し、もしくは各条を分割して付議することができる。
- 第 9 条 前条による採決は議案全体を議題として議決する。この場合において字 句の修正、条項の変更のほか、修正または討議することができない。た だし議案中たがいに抵触すること、または法律、政令、定款等に抵触す ることを発見したときに、必要な修正を動議とすることは、この限りで ない。
- 第 10 条 委員会の審議した事項が議題となったときは、まず委員長がその経過お

よび結果を報告しなればならない。

- 2 委員長が前項の報告をする場合には、自己の意見を加えてはならない。
- 第 11 条 議案については質疑終了後討議に入り、その集結の場合初めて議決に付する。
- 第 12 条 議決の条項中、字句の整理を議長に委任することができる。

第 4 章 発 言

- 第 13 条 すべて会議において発言するときは、議長の許可を得なければならない。
- 第 14 条 発言は、すべて簡明であって議題内に限り、またはその範囲を超えては ならない。
- 第 15 条 議事日程に記載したことについて討論しようとする者は、反対または賛成の旨を明らかにして発言しなければならない。
- 第 16 条 質疑または討論を終わったときは、議長は、その終局を宣告する。

第 5 章 修 正

- 第 17 条 修正案の動議は、その案に1名以上の賛成者とともに連署して予め議長に これを場出しなければならない。
- 第 18 条 修正案は原案より先に票決を採らなければならない。
- 第 19 条 同一の議案について数個の修正案が連出された場合は議長が採決の順序を定める。

その順序は原案の趣旨に最も遠いものから先に採決する。

- 第 20 条 修正案が総て否決された時は原案について採決しなければならない。
- 第 21 条 修正案及び原案が共に過半数の賛成を得なかった場合は委員を選定して 更に修正案を提出させることが出来る。
- 第 22 条 議長は採決の結果を議場に報告する。
- 第 23 条 議長は議事整理のため議事を妨げると認めたる者の発言を止め、退席を 命じ或いは議事を中止することができる。

第 6 章 議 決

- 第 24 条 議決の場合議場にいない者は、議決に加わることはできない。
- 第 25 条 議長が議決を採ろうとするときは、議決に付する議題を宣告しなければ ならない。
 - 2 議長が議決に付する議題を宣告した後は、何人も議題の内容にわたる発言をすることはできない。
- 第 26 条 議長は議決を採ろうとするときは、議題を可とする者を起立または挙手 させ、その多少を認定し、可否の結果を宣告する。
 - 2 議長は、前項において可否の結果を認定しがたいときは、記名投票で議決を採らなければならない。

- 3 前項の記名投票を行うときは、議題の可否だけを記入して投票箱に投入する。
- 第 27 条 議長は、議題について異議の有無を会議にはかるものとする。異議がな いときは、議長は可決の旨を宣告する。
- 第 28 条 修正および原案がともに過半数を得なかった場合には、さらに修正案を 提出することができる。
- 第 29 条 議題のほか、議事中に起こった一切の事項は、議長の権限で、または会 議にはかり処理しなければならない。

第 7 章 議事付託に関する特別委員会

- 第 30 条 議案の調査、文案の起草または議事運営に閲し、必要があるときは議長 または会議により、議事付託に関する特別委員会に付託することができる。
 - 2 委員会に必要な規定は、別に定める。

第8章 議事録

- 第 31 条 議事録は次の事柄を記載する。
 - (1) 第何回(定時又は臨時)総会開会及び閉会に関する事柄、場所及び 年月日
 - (2) 出席会員数及び役員の数
 - (3) 議長及び委員長の報告の事柄
 - (4) 会議に付したる議案の題目
 - (5) 議題となりたる動議及び動議者の氏名
 - (6) 決議した事柄
 - (7) 可否の数を計算したるときは数
 - (8) 議長が必要と認めた事柄
- 第 32 条 議事録は議長及び当日議長の指名したる2名の議事録署名人がこれに署名 押印し本会に保管する。

第 9 章 雑 則

第 33 条 この規定を変更または廃止しようとする場合は、社員総会の決議を経なければ ならない。

附則

1. この規定は本会の成立した日から施行する。

会計処理規定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、定款第 37 条に基づき当法人の会計処理に関する基準を定め、会計 業務を正確かつ迅速に処理し、財政および経営状況を明らかにして、経営の能 率的運営と公益活動の向上を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 当法人の会計に関する事項は、法令及び定款に定めのある場合のほか、 この規定による。

(会計処理の原則)

第 3 条 会計処理の手続きおよび原則は、新公益法人会計基準に基づくものとする。

(会計区分)

- 第 4 条 会計の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 一般会計
 - (2) 特別会計
 - 2 特別会計を設けるときは、あらかじめ事業計画として総会の承認を得なければならない。なお、特別会計には特定した名称を使用するものとする。

(経理責任者の設置)

第 5 条 当法人の事務局に経理責任者を置き、会計事務を統括する。

第 2 章 勘定科目および帳簿組織

(勘定科目)

第 6 条 当法人の勘定科目は、「新公益法人会計基準」別表の「収支予算書及び計 算書類の科目」を準用する。

(会計帳簿)

第 7 条 会計帳簿は、次のとおりとする。

主要薄

(1) 総勘定元帳

補 助 簿

- (2) 現金出納帳
- (3) 預金出納帳(普通預金通帳をもってこれにかえることができる)
- (4) 固定資產台帳
- (5) 会費の明細表

(帳簿書類の保存期間)

第 8 条 会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。

ただし法令に定める保存期間がこれをこえるものについては、その定め による。

(1) 決算書類(収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産

目録含む) 永年

(2) 予 算 書

10 年

(3) 会計帳簿

10 年

(4) 契約書、証票書類

10 年

(5) その他の書類

5 年

- 2 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。
- 3 会計関係書類を処分するときは、保存期間経過後のものも含み、理事会 の承認を得なければならない。

第 3 章 資 金 管 理

(金銭の出納)

第 9 条 金銭の出納は経理責任者があたる。

2 経理責任者は、証票書類を審査し、出納の内容および経過を明らかにし た文章を添え、会計担当理事の審査を受けなければならない。

(支払い事務)

第 10 条 支払いは、現金または銀行振込で行う。

(領収書の徴収)

- 第 11 条 金銭の支払いにあたっては、住所・氏名および押印のある領収書を徴収 しなければならない。ただし領収書を徴収することができない場合は、 支払証明をもってこれにかえることができる。
 - 2 支払いについて、銀行等に振込みを行った場合は、取扱銀行等の領収書 をもってこれにかえることができる。

(金融機関との取引)

第 12 条 銀行その他の金融機関との取引を開始または、廃止するときは、会長の 承認を受けなければならない。

第 4 章 固定資産管理

(固定資産の範囲)

第 13 条 この規定において、固定資産とは、次のものをいう。

有形固定資産は、土地、建物(付属設備を含む)、構築物、車輌運搬具、 什器備品、図書等をいう。

- 2 その他の固定資産は、その取得価格が20万円以上で、かつ、耐用年数2年以上の資産をいう。
- 3 固定資産は、毎年減価償却を行う。減価償却は定額法で行う。 財産目録は、減価償却後の額を計上する。 なお、耐用年数は、財務省の減価償却資産の耐用年数を参考にして会館 管理委員会がその都度決める。

(固定資産の管理および保管責任者)

第 14 条 経理責任者は、固定資産の管理および事務を行う。

(固定資産管理の帳簿)

第 15 条 経理責任者は、第7条(4)に規定する固定資産台帳に、固定資産の保全状況 および異動について記録を行うとともに、その異動に関し、必要事項を その都度、会計担当理事に通知しなければならない。

(固定資産の取得)

第 16 条 固定資産の取得は、会長の承認を得て行い、当該年度の予算に措置されているものに限る。

(固定資産の処分)

第 17 条 固定資産の廃棄、売却など処分にあたっては、会長の承認を受けなければならない。

第 5 章 予 算・決 算

(事業計画)

第 18 条 予算は、事業計画にもとづいて編成しなければならない。

(予算の種類)

第 19 条 予算は次の各号について作成するものとする。

- (1) 一般会計
- (2) 特别会計

(予算編成)

第 20 条 予算編成方針は、予算決算委員会の議を経て、理事会において決定するものとする。編成に当たっては合理的な基準によらなければならない。

(予備費)

- 第 21 条 予測しがたい予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に 計上するものとする。
 - 2 予備費を使用する場合は、その事由を付し、理事会の承認を受けなければならない。

(予算の遵守と流用)

第 22 条 予算額をこえる支出を行なってはならない。ただし、やむを得ない事由 により、他の余裕ある科目より流用する場合は、会長の承認を受け、中 科目以下の段階で行なうものとする。

(予算の執行報告)

第 23 条 予算の執行状況を毎月会長に報告しなければならない。

(決算の手続)

- 第 24 条 会計年度終了後すみやかに、決算手続きに入り、次の各号の計算書類を 作成して、会長に提出しなければならない。
 - (1) 収 支 計 算 書
 - (2) 正味財産増減計算書

- (3) 貸 借 対 照 表
- (4) 財 産 目 録

第 6 章 監 查

(目 的)

第 25 条 監査は、業務の執行状況および財産の状況を監査し、不正、誤謬、脱漏 を防止することにより、法人業務の適正化を図ることを目的とする。

(監事の職務)

第 26 条 監事は、前条の目的を達成するために、定期的に監査を行なわなければならない。

(監査計画)

第 27 条 監事が監査を行なうにあたっては、あらかじめ監査計画を立て、実施するものとする。

(監査報告)

第 28 条 監事は、監査終了後すみやかに監査報告書を会長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第 29 条 監事は、職務上知り得た事項を正当な理由なく、他に漏らしてはならない。

第7章 雑則

第 30 条 この規定を変更または廃止しようとする場合は、社員総会の決議を経なければならない。

附則

1. この規定は本会の成立した日から施行する。